

介護職員等による喀痰吸引等の実施について 【福祉・介護事業所の皆さんへ】

定期的(年1回以上)に **自主点検** をお願いします。

介護職員等による喀痰吸引等を実施する場合、社会福祉士法及び介護福祉士法に規定された一定の要件を満たす必要があります。

☑ 大原則 チェック項目

☐ 「医師の指示書」があること

医師(主治医)の指示書に従って喀痰吸引等の行為を実施していること。

☐ 「登録特定行為事業者」であること

喀痰吸引等の特定行為を行う事業所は岡山県へ登録の申請を行うこと。

☐ 「認定特定行為業務従事者」であること

喀痰吸引等の特定行為を行う介護職員等は「認定特定行為業務従事者」の認定を受けるため、岡山県へ交付申請を行うこと。

医療機関との連携

- ・ 医師の指示
- ・ 看護師との連携、役割分担
- ・ 「計画書」「報告書」の作成
- ・ 対象者本人及び家族への説明・同意等

介護職員による喀痰吸引等の実施

- ・ 喀痰吸引(口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部)
- ・ 経管栄養(胃ろう・腸ろう・経鼻)

利用者の安全を期するため、適正な実施をお願いします。



喀痰吸引等を事業として行う場合

● 「登録特定行為事業者」としての登録

個人・法人に関わらず「登録特定行為事業者」としての登録が必要です。

● 登録時の内容に変更等があった場合

特定行為の種別の追加及び変更は、事前に県へ申請してください。

※ 承認されるまで、追加の行為は行えませんので、ご注意ください。

代表者・事業所住所、喀痰吸引等従事者名簿、備品一覧等の変更は県へ変更届を提出ください。（認定特定行為従事者認定を交付された従業者でも、喀痰吸引等従事者名簿に記載され、県へ届出されなければ行為を行うことは出来ませんので、ご注意ください。）

【登録基準】

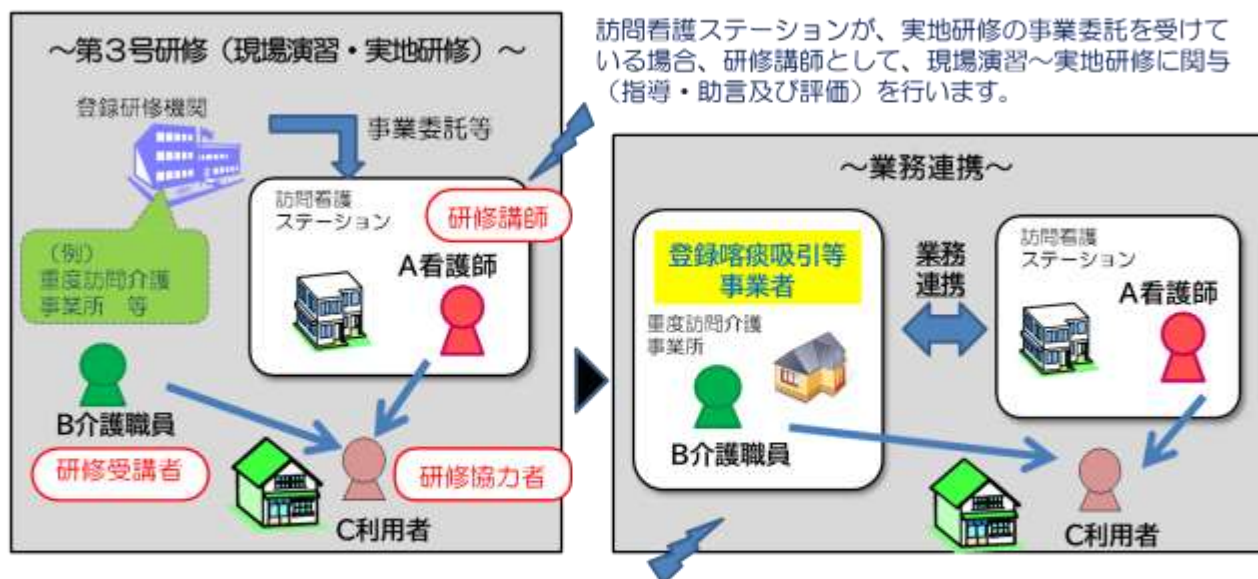
1. 医療関係者との連携に関する基準（法第48条の5第1項第1号）	
(1)	登録特定行為従事者が特定行為を実施するにあたり、 医師の文書 による指示をうけること。
(2)	医師・看護職員が特定行為を必要とする方の状況を定期的に確認し、登録特定行為従事者と 情報共有 を図ることにより、医師・看護職員と登録特定行為従事者との連携を確保するとともに、適切な役割分担を図ること。
(3)	特定行為を必要とする方のここの状況を踏まえ、医師・看護職員との連携の下に、特定行為の実施内容等を記載した 計画書を作成 すること。
(4)	特定行為の実施状況に関する 報告書を作成 し、医師に提出すること。
(5)	特定行為を必要とする方の状態の急変に備え、 緊急時の医師・看護職員への連絡方法 をあらかじめ決めておくこと。
(6)	特定行為の 業務の手順等を記載した書類 （業務方法書）を作成すること。

2. 特定行為を安全・適正に実施するための基準（法第48条の5第1項第2号）	
(1)	特定行為は、 登録特定行為従事者 に行わせること。
(2)	安全確保のための 体制を整備 （安全委員会の設置、研修体制の整備等）すること。
(3)	必要な 備品 を備えるとともに、 衛生的な管理 に努めること。
(4)	上記1.(3)の 計画書の内容 を特定行為を必要とする方又はその家族に 説明し、同意を得る こと。
(5)	業務に関して知り得た 情報を適切に管理 すること。

※上記詳細については、下記の省令等も併せてご確認ください。

・社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第93号）

(参考) 訪問看護ステーションとの関わり方の例 (特定の者対象の場合)



訪問看護ステーションが、登録喀痰吸引等事業者(重度訪問介護事業所)の事業連携先である場合、介護職員(ホームヘルパー等)と看護師が連携して、喀痰吸引等を含めたサービス提供を行います。

「研修(第3号研修)」は、特定の利用者に対する医行為の提供を前提として行われることから、研修場面、実際の業務場面を通じて、同一の利用者(特定の者)に対し、同じ介護職員が喀痰吸引等を提供することとなりますが、その際、同じ看護師が関与することが望ましいと考えられます。

登録研修機関とは

- ・ 喀痰吸引等の研修「基本研修+演習+実地研修」の全てを行う機関です。
- ・ 介護事業所等が研修機関になるには、県への登録が必要です。(5年毎に要更新)
- ・ なお、一部のみの運営では、登録できません。※ただし、研修の一部を委託することは可能とされています。
- ・ 現在岡山県に登録されている研修機関一覧は県のHPに掲載されています。



喀痰吸引等第3号研修についてのお問合せ先

岡山県子ども・福祉部障害福祉課 障害福祉サービス班

URL: <https://www.pref.okayama.jp/page/264436.html>

電話: 086-226-7345

FAX: 086-224-6520

